

介護職員等処遇改善の取り組み状況について

加算の取得状況

- ・ 介護職員処遇改善加算 I（法人内全事業所）
- ・ 介護職員等特定処遇改善加算 I（法人内全事業所）
- ・ 介護職員等ベースアップ等支援加算 I（法人内全事業所）

キャリアパス要件について

- ・ 職員の職位・職責・職務内容等に応じた任用等の要件及び賃金体系の整備をしています。
- ・ 就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての職員が閲覧できるようにしています。
- ・ 職員の職務内容等を踏まえ、意見交換しながら資質向上の目標等に関する計画を策定し、研修を実施しています。
- ・ 資質向上を図るため、内部研修の開催及び外部研修への参加等を推進し、能力評価を実施しています。
- ・ 経験、資格及び人事考課に基づき、定期昇給する仕組みを書面で整備しています。

職場環境等要件について

- ・ 法人や事業所の経営理念やケア方針・人材育成方針などの明確化
- ・ 他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者など幅広い採用
- ・ 職業体験の受入れ等による職業魅力度向上の取組の実施
- ・ 働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者や中堅職員などに対する研修の受講支援
- ・ 研修の受講と人事考課、昇給との連動
- ・ 新人介護職員の早期離職防止のためのエルダー・メンター（新人指導担当者）制度等導入
- ・ 上位者等による定期的なキャリア面談や相談の実施

- ・ 子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指す者のための休業制度等の充実
- ・ 職員の事情等の状況に応じた勤務や短時間正職員制度の導入、非正規職員から正規職員への転換
- ・ 有給休暇が取得しやすい環境の整備（令和4年度 有給休暇取得率 87.9%）
- ・ 業務や福利厚生制度、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置
- ・ 介護職員の腰痛対策を含む負担軽減のための入浴用リフトや見守りセンサー等の介護機器等導入
- ・ 健康診断・こころの健康等の健康管理面の強化、職員休憩室の整備
- ・ 雇用管理改善のための管理者の労働・安全衛生法規、休暇・退職制度に係る研修受講等による雇用管理改善対策の充実
- ・ 事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成による体制整備
- ・ ICT活用（ケア内容や申し送り事項の共有による介護職員の事務負担軽減、利用者情報蓄積による利用者個々の特性に応じたサービス提供等）や業務マニュアルによる業務省力化
- ・ 高齢者の活躍（居室やフロア当の掃除、食事の配膳・下膳、洗濯、シーツ交換等）
- ・ 5S活動の実践による職場環境の整備
- ・ ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善
- ・ 利用者本位のケア方針や介護保険、法人理念などの内部研修実施
- ・ ICTを活用したご家族様やご利用者様からの声等を情報共有する仕組み

介護職員処遇改善加算 I における賃金改善の具体的内容

(1) 基本給への上乗せ

- ・ 介護に従事する正規職員の毎月の基本給を 17,000 円上乗せ
- ・ 介護に従事するパート職員の時給を 50 円上乗せ

(2) 手当の支給

- ・ 夜勤業務、早朝・夜間業務に対して 1 回あたりの手当を上乗せ

(3) 賞与（一時金）の支給

- ・ 7月、12月、3月に賞与（処遇改善手当）の支給
 - 支給額は人事考課により決定する

介護職員等特定処遇改善加算Ⅰにおける賃金改善の具体的内容

「経験・技能のある介護職員」への平均支給額を基準とし、その他の介護職員への平均支給額は基準の70%以下、その他の職種の職員への平均支給額は基準の30%以下とする。

(1) 賞与（一時金）の支給

- ・ 3月に賞与（処遇改善手当）の支給
 - 支給額は人事考課により決定する

※ 「経験・技能のある介護職員」とは、介護福祉士資格を有し、年度末において本法人で満5年（常勤換算）以上介護職員として勤務に従事した者としています。

介護職員等ベースアップ等支援加算Ⅰにおける賃金改善の具体的内容

(1) 基本給への上乗せ

- ・ 正規職員の毎月の基本給を6,000円上乗せ
- ・ パート職員の時給を20円上乗せ（介護職員、看護職員、計画作成担当、機能訓練指導員、生活相談員、栄養士、事務職員）

(2) 賞与（一時金）の支給

- ・ 3月に賞与（処遇改善手当）の支給